

大分県「九州ふっこう割」事業
国内向け旅行商品等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人ツーリズムおおいた会長（以下「会長」という。）は、平成28年熊本地震により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、国が交付する九州観光支援交付金（以下「交付金」という。）を活用し、大分県内に宿泊等を行う旅行商品を造成・販売する旅行会社等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する事業（以下「本事業」という。）を実施することとし、その補助金については、本要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率（補助金額）)

第2条 本事業の対象となる事業は、旅行会社が企画する募集型企画旅行商品及び受注型企画旅行商品のうち、大分県内への宿泊を伴うもの、または日帰りで大分県内を主たる目的地とするもの（募集型企画旅行商品に限る）を対象とする。

- 2 補助金の交付の対象となる旅行会社（以下、「補助事業者」という。）は、事業の対象となる旅行商品の販売に際しては、本事業であることを明らかにするために本事業専用のロゴ及びキャッチコピーを使用するとともに、本来の価格又は割引後の価格と交付金による割引額を明示し、消費者が明確に認知できる表示とすること。
- 3 補助事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けたもので日本国内に事業所（本社、地区営業部、支社、支店、営業所）を置き九州への送客を行う旅行会社とする。ただし、同一会社については取りまとめて申請することとする。
- 4 本事業の対象となる旅行は、原則として、平成28年7月1日以降に開始し、平成28年9月30日までに終了するものとする。
- 5 補助事業者は次の表の範囲内で旅行代金から割引額を差し引いて販売するものとし、補助金額は割引額に販売手数料を加算した額とする。

<募集型企画旅行商品>

事業	販売価格帯（消費税込）	割引上限額	販売手数料
ア．宿泊単品旅行商品	6,000円～9,999円	4,000円	割引額実績 の10%
	10,000円～19,999円	7,000円	
	20,000円～29,999円	14,000円	
	30,000円以上	20,000円	
イ．交通付き宿泊旅行商品 (単県宿泊。2県2泊以上の周遊型旅行商品を除く)	20,000円～29,999円	14,000円	
	30,000円～49,999円	20,000円	
	50,000円以上	(1泊)20,000円 (2泊以上)30,000円	
ウ．着地型旅行商品 (本県を主たる目的とした日帰り募集型企画旅行)	2,000円～4,999円	1,400円	
	5,000円～6,999円	3,500円	
	7,000円～9,999円	4,500円	
	10,000円以上	7,000円	

エ. 周遊型旅行商品（2 県以上 2 泊以上）

販売価格帯（消費税 込）	大分県と熊本県の両方に宿泊		販売手数料
	商品の割引額	両県への請求額	
30,000 円～39,999 円	20,000 円	10,000 円	割引額実績の 10%
40,000 円～49,999 円	28,000 円	14,000 円	
50,000 円以上	35,000 円	17,500 円	

販売価格帯（消費税 込）	大分県と 5 県※			販売手数料
	商品の 割引額	各県への請求額		
		大分県	5 県	
30,000 円～39,999 円	17,000 円	10,000 円	7,000 円	割引額実績の 10%
40,000 円～49,999 円	24,000 円	14,000 円	10,000 円	
50,000 円以上	30,000 円	17,500 円	12,500 円	

※5 県とは、福岡県、長崎県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県をいう。

- (1) 各対象商品ごとに割引率は最大 7 割とし、一人あたりの割引上限額とする。
- (2) 各県へは、補助事業者がそれぞれ申請をすること。
- (3) 表エについての取扱は以下のとおりとする。
 - ①同じ県に 2 泊以上連泊しても、各県の 1 泊目のみ補助対象とする
 - ②3 県以上にまたがって周遊しても、行程上 3 県目以上は宿泊割引対象外とする
 - ③あらかじめ補助対象と認めた県に対し、証拠書類を添付の上請求する

<受注型企画旅行商品>

事業	販売価格帯（消費税込）	割引上限額
オ. 宿泊単品旅行商品	6,000 円～9,999 円	4,000 円
	10,000 円～	7,000 円
カ. 交通付き及び周遊型宿泊旅行商品	20,000 円～	14,000 円

6 第 1 項に規定する旅行商品の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業から除く。

- (1) ツーリズムおおいたが事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの 例：招待旅行、研修旅行など
- (2) ツーリズムおおいたが他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
- (3) 一般社団法人九州観光推進機構が交付金を活用した事業により助成を行うもの
- (4) 観光的要素が低いと判断されるもの
- (5) 旅行催行の実現性が低いと判断されるもの
- (6) その他、会長が不適當と認めるもの

- 7 本事業は、予算の範囲内の執行とし、審査は、受付順とする。
- 8 補助額の認定にあたっては、次の各テーマに沿った商品を優先採択する。
 - (1) 県内の滞在を最大限に確保していること
 - (2) 観光（入場・拝観等）、昼食、体験を組み込んでいること
 - (3) 県内各地の魅力が旅行者に適切に伝わる内容であること
 - (4) 県内各地の宿泊施設を少しでも多く設定していること

（申請手続き）

第3条 補助事業者は、別途、会長から委託された「おんせん県おおいた「九州ふっこう割」事務局」（以下「事務局」という。）が示す期日までに、次の書類を提出するものとする。

（1）提出書類：

募集型企画旅行商品

①申請書（様式第1号）

②実施計画書（様式第2号）（電子データも併せて提出）

※県内・県外を周遊する募集型企画旅行商品の場合は、行程表やパンフレット等
内容が分かる書類を添付すること。

受注型企画旅行商品

別途、事務局が示す様式

（2）提出先：おんせん県おおいた「九州ふっこう割」事務局

（株）JTBビジネスサポート九州内）

住所 〒810-0072 福岡市中央区長浜 1-1-35 新KBCビル6階

電話 092-737-1536

FAX 092-722-4720

Mail oita_fukkou_ryokou@kys.jtb.jp

※郵送（消印有効）、持参のいずれかで提出すること（電子データも併せて提出）

（3）提出期限：別途、事務局が示す日

（交付決定額の通知）

第4条 ツーリズムおおいたは、申請書等の内容を審査の上、補助の可否及び補助限度額を決定し、事務局は補助事業者に交付決定額を通知する。（様式第3号）

（交付決定額の変更）

第5条 交付決定額通知後に、補助事業者が実施計画の変更をしようとする場合は、変更申請書（様式第4号）を事務局に提出し、ツーリズムおおいたの審査を受けるものとする。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 ツーリズムおおいたは、補助事業者への交付決定額通知後、実施計画の達成が困難と判断される場合は、交付決定額を変更することができる。交付決定額の変更は、事務局から通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金交付申請書は、様式第5号のとおりとする。

2 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、対象事業の完了後、原則として、毎月事業実施後、事務局が指定する日までに、下記の書類を全て添付し事務局へ提出しなければならない。

(1) 様式第6号に規定する実績報告書

(2) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類(例: 宿泊証明書、旅行申込書、旅行特別保証保険に関する書類等)

(3) その他会長が必要と認めるもの

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、平成28年10月31日とする。

4 事務局は、補助事業者から前条による補助金の申請があった場合は、当該補助事業者の実施計画と照合し、申請内容を確認しなければならない。

5 事務局は、前項に規定する確認を行った結果、適正と認めた場合は、交付額の確定通知を行うものとする。(様式第7号)

(補助金の請求)

第7条 補助事業者は、前条の通知により、様式第8号に規定する請求書を提出するものとする。

2 前項の請求書に記載する金額は、補助金交付確定通知書の実額のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第8条 事務局は適正な請求書を受理した日から、30日以内に補助事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付条件)

第9条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(4) 旅行商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。

(5) 補助金の交付の対象となる補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積

- 極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 補助事業者は、前項の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(状況報告及び調査)

第10条 ツーリズムおおいたは必要に応じて補助事業者から対象事業について報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 ツーリズムおおいた及び事務局は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合、不正及び本事業の目的に反した(宿泊施設や関係事業者への過度の働きかけ等)申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

(補助金の返還)

第12条 ツーリズムおおいた及び事務局は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、ツーリズムおおいた及び事務局が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(免責事項)

第13条 ツーリズムおおいた及び事務局は、本事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、一切関与しない。

(その他)

第14条 本事業を運用するにあたり、次に示すものが該当した場合は、ツーリズムおおいたと事務局が協議して事項を決定する。

- (1) この要綱に定めていない事項が発生した場合
- (2) この要綱に定める事項において、判断が困難な場合

附 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

この要綱の改正は、平成28年6月30日から施行する。

この要綱の改正は、平成28年7月6日から施行する。